

## 令和5(2023)年度統計グラフ栃木県コンクール作品募集要領

### 1 目的

県民に対する統計知識の普及と統計の表現技術の研さんに資するため、県内の小学生、中学生、高校生、学生及び一般から統計グラフを募集する。

### 2 主催・後援

主催 --- 栃木県、栃木県教育委員会、栃木県統計協会

後援 --- 株式会社下野新聞社、NHK宇都宮放送局、株式会社栃木放送、株式会社エフエム栃木、株式会社とちぎテレビ

### 3 応募資格

第1部 ----- 小学校1年生及び2年生の児童

第2部 ----- 小学校3年生及び4年生の児童

第3部 ----- 小学校5年生及び6年生の児童

第4部 ----- 中学校の生徒

第5部 ----- 高等学校以上の生徒、学生及び一般

パソコン統計グラフA部----- 小学校の児童及び中学校の生徒

パソコン統計グラフB部----- 高等学校以上の生徒、学生及び一般

ただし、県内に在住又は通勤、通学している者とする。

### 4 課題

課題は各部とも自由とする。ただし、小学校4年生以下の児童の応募については、児童が自ら観察又は調査した結果をグラフにしたものとする。

### 5 応募の方法

#### (1) 応募作品の規格等

##### ア 規格

各部とも、仕上げ寸法を72.8cm×51.5cm (B2判)とする(用紙は貼り合わせでもB2判であれば可)。

##### イ 紙質・色彩

各部とも紙質・色彩(単色にても可)は自由とするが、裏面の板張り(パネル仕上げ)、表面のセロハンカバーなどは認めない。

##### ウ 応募点数等

1人の応募点数は制限しないが、2枚以上にわたる「シリーズもの」は認めない。

##### エ 合作の人数

1作品について、5人以内とする。

#### (2) 提出先

栃木県生活文化スポーツ部統計課

(3) 提出期限

令和5(2023)年9月8日(金)までに県統計課に必着とする。

(4) 応募上の注意

ア 応募作品は、自分で創作したものに限る。

イ ゆるキャラや五輪マーク等、第三者(応募者以外の者をいう。)が作成したイラストや写真等を使用しない。(利用許諾の有無にかかわらず、第三者が作成した著作物の全部又は一部の使用を禁止する。)

ウ 応募作品の裏面に記載する事項

① 学校を通じて応募する場合

住所(省略可)、氏名、所属の学校名、学年(児童、生徒、学生の場合)を明記する。

② 作品を直接栃木県統計課に提出する場合

住所、氏名、連絡先、所属の学校名、学年(児童、生徒、学生の場合)を明記する。

なお、住所、氏名、学校名は正しい字体で書き(略字は使わない)、必ず「振り仮名」を振る。

エ 学校を通じて応募する児童・生徒の作品については、必ず「応募作品送付目録」(別紙)を作成し、栃木県生活文化スポーツ部統計課(目録を電子データで提出する場合、提出先アドレス [tokeika@pref.tochigi.lg.jp](mailto:tokeika@pref.tochigi.lg.jp))に提出する。

なお、氏名及び学校名には「振り仮名」を振る。

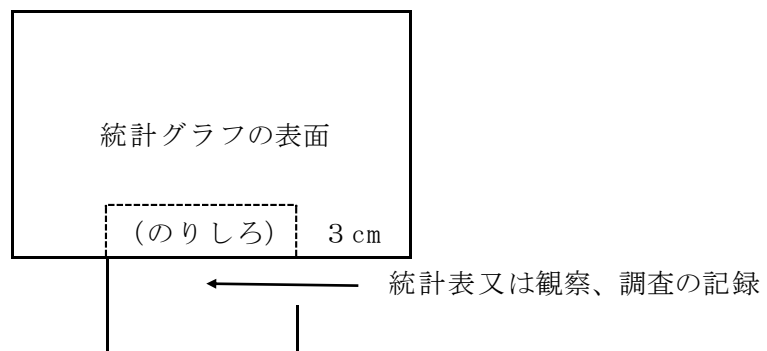
オ 自己の観察又は調査によった場合は、その観察又は調査の記録(集計結果)を別紙として付ける。

カ 自己の観察又は調査によらないで、外から資料を得た場合は、その取材資料の出所を作品表面の適宜の位置に明記するとともに、統計表(取材資料)を別紙として付ける。

キ 観察、調査の記録又は作品に使用した統計表(取材資料)は、B5判又はA4判の用紙に記載し、作品の裏面下部に3cmの「のりしろ」で、次の例のように貼り付ける。

なお、統計表(取材資料)が3枚以上になる場合には、都道府県名、応募する部名、制作者氏名をA4判の封筒に記載した上で、この封筒に入れて提出する。

(例)



ク グラフ部分をパソコンで作成したものは、パソコン統計グラフA部～B部の作品として応募する。

ケ その他、別添「グラフ作成上の留意点」を参考にして作品を作成する。

(5) 指導上の注意（指導者の方に）

児童、生徒を指導する際は、次のことについて特に留意すること。

ア 資料の選択や取扱方法についての示唆、助言は差し支えない。

イ 表現（グラフ）は児童・生徒の自主性を尊重し、技法的に介入しないこと。

ウ 切り紙又は折り紙をのり付けした作品、絵の具やポスターカラーを厚く塗り重ねた作品などについては、はがれ落ちることがないように十分に指導、点検をすること。

6 作品の審査

(1) 審査基準

応募作品は次の基準によって審査する。

ア 共通基準

- ① 誤りはないか
- ② 書き落としはないか
- ③ 的確か

イ 各部別基準

① 第1部、第2部

身近な課題をとらえて、ふさわしい観察・調査をし、グラフに表しているか。

② 第3部～第5部、パソコン統計グラフA部～B部

- a 統計データを正しく理解し、グラフ化することによって、データの持つ事象が理解されやすくなるよう工夫されているか。
- b 訴えたい主題が的確にグラフに表れているか。また、主題は斬新で興味を喚起するものであるか。
- c パソコン統計グラフA部～B部では、パソコンの機能を十分に活用したものであるか。

(2) 審査方法

(3)の審査員により、(1)の審査基準に基づき審査を行い、第9項の入賞区分により入賞作品を決定する。

栃木県コンクール入賞作品のうち各部上位作品を全国コンクールに出品する。

(3) 審査員

生活文化スポーツ部長が学識経験者及び行政機関の職員から選考し委嘱する。

7 入賞作品の発表

令和5(2023)年9月下旬に県ホームページ等で行う。

## 8 表彰

統計グラフ栃木県コンクール表彰式（令和5（2023）年11月17日（金）栃木県庁昭和館正庁）において表彰する。

## 9 入賞区分及び賞

- 特選 ----- 各部 1 点以内（知事表彰）（賞状及びメダルを贈呈）
- 入選 ----- 各部 3 点以内（知事表彰）（賞状及びメダルを贈呈）
- 佳作 ----- 各部 6 点以内（知事表彰）（賞状及びメダルを贈呈）
- 栃木県知事特別賞 --- 各部特選のうち特に優秀な作品 1 点（賞状及びトロフィーを贈呈）

## 10 参加賞

応募作品の制作者には参加賞を贈呈する。

## 11 個人情報の取り扱い

- (1) 統計グラフ栃木県コンクール作品募集に際して収集した個人情報は、栃木県個人情報保護条例に基づき適正に管理し、本事業目的以外では使用しない。
- (2) 収集した個人情報は、令和5（2023）年度統計グラフ栃木県コンクール作品募集要領の定めに従い、入賞作品を統計の普及啓発目的のために使用する際に使用する。

## 12 その他

- (1) 入賞作品の著作権は、ホームページでの使用を含め主催者に帰属する。
- (2) 入賞作品は、県において1年間保管する。また、統計の普及啓発目的のため、その全部又は一部を場合によっては加工の上、印刷物やホームページで使用する可能性がある。  
なお、貸出は利用者の申請に基づいて行う。
- (3) 応募作品は原則返却しない。

別添

## グラフ作成上の留意点

過去の審査経過からみて、グラフとしては優れた作品であっても、形式的要件が備わっていないか、内容に不備や過誤があるため、選外とされる作品が見受けられますので、次の諸点に十分留意してください。

- 1 観察記録が添付されていること（自己の観察によった場合）。（要領5(4)オ関連）
- 2 取材資料の出所をグラフ作品の表面上適当な位置に明記するとともに、その資料を別紙として添付すること（自己の観察によらない場合）。（要領5(4)カ関連）
- 3 資料の数値等と作品のグラフの表示（数値等）とが符合していること。
- 4 作品につけた表題とグラフの内容とが一致していること。
- 5 使用した統計資料の時点が明示されていること。
- 6 誤字、脱字がないこと。
- 7 用紙の仕上げ寸法は要領5(1)アの規格によること。
- 8 パソコン統計グラフについては、パソコンの機能を十分に活用するとともに、必要により、手書き、彩色により見る人に楽しく、興味を持たれるよう創意工夫すること。